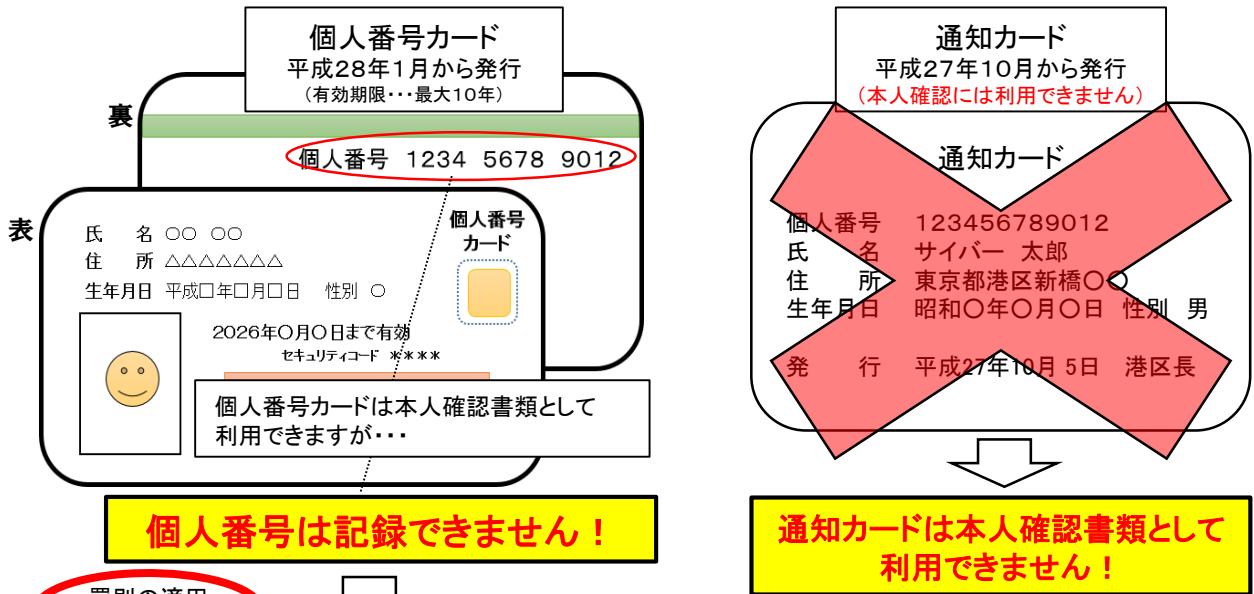


マイナンバー制度開始

条例の本人確認について、今一度の確認をお願いします。

○ マイナンバー制度におけるインターネット端末利用営業の本人確認のポイント

- ・ 個人番号カードは、インターネット端末利用営業の本人確認書類として利用できますが、事業者が個人番号「マイナンバー」を記録・複写することはできません。
- ・ 通知カードは本人確認書類として利用することはできません。



罰則の適用あり

個人番号「マイナンバー」は、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律で定められた行政手続でのみ利用することができます。

- ・ 特定個人情報保護委員会の勧告命令違反・・・2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 詐欺暴行脅迫等により番号を取得する行為・・・3年以下の懲役又は150万円以下の罰金

～Q&A～

問1 何を記録すればいいですか？

答 個人番号カードで本人確認をした旨と、発行機関名(市区町村名等)、氏名・住所・生年月日を記録してください。

問2 番号は全て記録するよう指導していますが...

答 個人番号は記録することができないので、前記「問1」とおり記録するよう従業員に指導してください。

問3 コピーはできますか？

答 個人番号はコピーによる取得もできません。
個人情報の適正な取扱いの観点から、本人確認書類のコピーを作成・保存しないでください。

個人番号カード・通知カードについては、詳細を裏面にも記載しましたので確認してください。

① 個人番号カードとは

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を目的とする個人番号「マイナンバー」が記載されたカードです。

個人番号は、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律で定められた行政手続でしか利用できません。また、個人番号を書き写したり、コピーをすることはできません。

個人番号を法律で定められた以外に取得する行為は特定個人情報保護委員会による勧告・命令の対象となるほか、命令に違反する行為は罰則が定められており、不法な行為により個人番号を取得する行為も処罰の対象となる等、個人番号の取得には厳しい制約が定められています。

個人番号の取得に制限がある一方、個人番号カードは官公庁が発行した身分証明書であり、今後様々な分野での本人確認書類として利用されることが予想されます。

インターネット端末利用営業各店舗でも、顧客が本人確認書類として個人番号カードを提示することが予想され、**営業者だけでなく、店舗の従業員等にも個人番号カードの取扱いに対する理解が求められること**になります。

インターネット端末利用営業者の皆様にあります。法令を遵守するとともに、会社・各店舗における検討、従業員に対する指導等を徹底していただき、個人番号カードの適切な取扱いに努めてください。

② 通知カードとは

個人番号は、平成二十七年十月以降、市区町村から住民票の住所に送られる通知カードにより通知されます。

その後、平成二十八年一月から市区町村に申請をすると、個人番号カードが交付されます。

通知カードは、個人番号の本人への通知及び**個人番号の確認のために発行される**もので、インターネット端末利用営業において、**通知カードを本人確認書類として利用することはできません。**

③ 住民基本台帳カードの取扱いは？

現在、住民基本台帳カードは身分証明書として利用でき、取得から十年間有効です。

平成二十八年一月以降、発行されませんが、それまでに発行されたカードは、それ以降も有効で、個人番号カードを取得した時点で廃止となります。

個人番号カードと住民基本台帳カードはいずれも身分証明書として利用される機会がありますので、誤った対応をしないように注意してください。

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課対策係

警視庁HP <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>
「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の条文、
施行規則や届出書の様式等が掲載されています。

マイナンバーホームページ(内閣官房)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>